

新横浜公園 レストランA
運営管理業務委託事業者募集要項

2022年12月15日

公益財団法人横浜市スポーツ協会

1 趣旨等

公益財団法人横浜市スポーツ協会（以下「当協会」という。）は、現在、新横浜公園（以下「当公園」という）の指定管理者（令和4年度から5年間）として日産スタジアムを始めとする様々な施設を管理運営しています。東ゲート側に位置する「レストランA」につきましては、専門業者にレストラン業務を委託し、飲食サービスを提供しているところです。今回この要項は、この新たな機能を付加したレストラン運営管理業務を委託する事業者を募集するにあたって必要な事項を定めるものです。

2 業務を委託する施設の概要及び基本方針

(1) レストランA施設の概要

名 称	レストランA（人工地盤上円形建物内飲食施設）
区画面積	253㎡（厨房、パントリーなどを含む）
位 置	神奈川県横浜市港北区小机町 3300
そ の 他	【日産スタジアムの概要】 収容人数：72,077人 主なイベント：Jリーグ等サッカー、陸上競技大会、コンサート等 年間 20～30 日イベント有

(2) 施設の供用時間

供用時間	午前 11 時から午後 5 時まで ※日産スタジアムのイベント開催による延長あり
供用期間	年末年始（12/29～1/3）、毎週火曜日の休館日以外営業 ※日産スタジアムのイベント開催により変更あり
委託者契約	複数年契約とし、最長令和9年3月31日までとする

(3) 基本方針

- ①新横浜公園の活性化に寄与し、常に来園者へのサービス向上に努めます。
- ②レストランB及びスタジアム場内各売店との共存共栄を目指します。
- ③清潔・スピーディー・丁寧な接客を心掛け、安全で安心な営業を行います。

(4) その他

付帯施設として、スタジアム場内売店 409 区画を含みます。

ア 営業日数及び営業時間

当協会が定めた営業日・営業時間に従って営業していただくことを原則とします。

※大会・イベント内容等による変更については、当協会と事業者の協議のうえ調整

※大会・イベントにより、営業できる範囲が限られる場合があります

イ 運営場所

場内売店 409 区画／4階東側スタンド

※売店出店方法は契約締結後、別途協議とします。

※売上手数料は別途協議とします。

総面積	店舗面積	倉庫面積	最低料金 (円/年)	営業保証金 (円)	電力	
63.41㎡	43.55㎡	19.86㎡	1,392,000	1,900,000	電源 5.9KVA	電灯 B 50A

3 応募者の資格要件

次の要件を全て満たす単独企業または企業等により構成されたグループ（以下「事業者」という。）に限り応募することができます。

- (1) 店舗の経営を現在行っている法人とします。
※食品衛生責任者がいること、飲食店営業の許可が取得できる法人であること。
- (2) 国税、地方税、消費税等の滞納がなく、完納していること。
現在、会社更生法、民事再生法の申立てや適用を受けていないこと。
取引先等への支払い滞納あるいは過去に手形が不渡りになる等商取引上の信頼関係を失墜させるような行為を行っていないこと。法令に基づく営業停止処分等を受けたことがないこと。
- (3) 過去1年間、関係法令等の違反による処分、食中毒を含む事故等がないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例を遵守していること。

4 申込先及び問合せ先

住 所	〒222-0036 横浜市港北区小机町 3300 新横浜公園 管理事務所				
担 当	事業部営業課：暈（ひかさ）				
電 話	045-477-5008	F A X	045-477-5002	E-mail	hikasa@marinos.co.jp

5 業務の内容

当協会が委託する業務の内容については、「新横浜公園レストランA運営管理委託に関する業務仕様書」に定めるところによるほか以下の通りとします。

- (1) 事業者の業務範囲
 - ア 区画内で、飲食サービスを提供すること
 - イ 事業者は、レストランAを運営するための造作・設備の設計及び整備を行うものとする
なお、これを実施する上で必要な許認可申請を含む
 - ウ 事業期間は、令和5年2月下旬から令和9年3月31日までを予定
 - エ 事業期間終了後、整備した構築物等を事業者の負担で撤去、原状復帰をすること
但し、当協会及び事業者双方の協議により、事業期間を一定期間延長できるものとする
- (2) 事業者に求める条件
提案内容は、業務範囲に基づくサービス提供のための設備投資をして頂きます。事業者は提案内容に基づく事業計画により、設計、施設設備（改修）運営及び維持管理・機器のメンテナンス等を行うものとします。
事業者には、次に掲げる条件を求めますので、提案内容には、配慮してください。
 - ア 事業実施体制
事業者は、事業期間を通して安定的な実施体制を確立すること
 - イ 設計
設計にあたっては、利便性、安全性、快適性に配慮すること
 - ウ 管理経費の負担
 - ①光熱水費（電気料、ガス料、水道料）の負担
 - ②区画面積に対する公園使用料（1,820円/m²）の負担

- ③区画エリアの清掃費
- ④その他の運営経費（人件費、材料費、生ごみ等の廃棄物処理料等）
- ⑤イベント等事業執行に係る負担については協議のうえ決定

エ 改修工事

- ①機器等の整備・撤去にあたっては、安全、騒音・振動、粉塵等の対策を適切に行い、関係法令等の基準を遵守すること
- ②改修工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により処理すること
- ③改修工事期間中は、隣接店舗営業の支障にならないよう実施すること
- ④施工にあたっては、必要に応じ誘導員等を配置すること

オ 運営管理

- ①委託業務の経費については、売上及び協賛金等の収入を充当、均衡させることを原則としますので、当協会からの委託料支払いはありません
- ②大会・イベント時は、大変混雑が予想されるため、混雑緩和策を提案すること
- ③大会・イベント規定等により、企業名看板等を隠ぺいする場合やブランドコントロールを実施するため営業ができない場合があります、これらに協力すること
- ④公園内のため広告看板等には、許可使用料が必要

カ 付加条件

新横浜元石川線に隣接して車両 20 台が駐車できるレストランA駐車場があり、レストランAを利用された方は、無料で 60 分まで駐車可能 ※これにかかる費用負担はありません。

キ 経費負担

(ア) 営業保証金

所定の営業保証金を無利子でお預かりします。本契約締結時に一括でお支払いいただき、契約終了時に原状回復を確認した後、レストラン A 区画及び 409 区画の債務と相殺のうえ返還します。

ただし、事業者の都合により契約を解除した場合は、保証金は返還しません。

保証金額は、レストラン厨房エリアと 409 区画総面積により決定し、
1㎡あたり 30,000 円とします。

(イ) 工事費・区画内経費等

内装及び厨房設備・用度品に関する費用は、受託者側で負担してください。

内装・設備、厨房機器、什器備品の仕様及び設置方法、看板・店名表示等については、あらかじめ協会に関係書類を提出し、承認を受けてください。

防災等躯体にかかわる工事は、当スタジアムの指定業者にて実施することとします。

なお、現在のレストラン A 事業者が退店する際、原状回復を基本としていますが、次の入店予定者は設置している造作物・什器・備品・機器の引継ぎ（譲渡・買取）について配慮することとします。※居抜きで使用する場合は、譲渡契約を締結し写しを当協会に提出

(ウ) その他

以下を含む詳細については、契約締結後にお知らせします。

a 仕入方法

仕入方法は、協会と受託者で取り決め、取り決め後の変更は協会の承認を得てください。

b 環境への配慮（ゴミ処理、包材）

当施設では、ゴミの減量化を進めるヨコハマ3R夢プランに基づき運営しています。

環境に配慮したスタジアム運営を行うため、包材、カトラリー等を指定した素材を使用いただき、ゴミの減量や資源化、二酸化炭素（CO₂）排出削減などにご協力いただきます。

c 販売商品及び価格

販売商品及び価格（内税とします）については、事前に協会に申請し、承認を得てください。

変更する場合にも協会に申請のうえ承認を得てください。なお、協会から事前に指定させていただく商品・価格事項は出店決定後お知らせします。

d 許認可等の取得・関係法規の遵守

営業に関して関係官庁からの許認可を必要とする場合は、その取得を協会の承認を得て、受託者の費用で、受託者に行っていただきます。

e 安全管理

飲食物の安全と衛生の確保、火元責任者の選出、消火器は必ず設置してください。

f 権利譲渡・再委託の禁止

g 損害保険（PL保険等）への加入

6 応募手続き等

(1) 選定の方法

選定方法は応募者の提案書に基づき、その提案内容及び実施能力等を総合的に判断し、運営管理を委託する事業者予定者として決定し契約をします。

また、次に優れた評価を得た応募者を次点者とし、事業予定者が契約しない場合等には、次点者と契約をします。（評価内容により次点者を定めない場合があります。）

なお、当協会が必要と認める場合は、対象とする応募者に対して提案内容、実施計画等を直接お尋ねする場合があります。

【応募に係る書類】

- ・応募にかかる書類は、A4サイズで、ポイント数が11以上
※必要内容が記載してあれば、添付の書式を使用しなくても構いません。
- ・メニューのうちレストランA主要の3つは写真による説明とその内1つは動画による調理状況（現場での注文から品出しまでの流れ）、409区画は主要1つの写真による説明を提出

【提出書類】※指定の書式でなくても可

提案書類については、次の提出書類を1部とそのデータ（記憶媒体：CDR）を提出

- ・添付書類チェック表（様式2）
- ・応募申込書（様式2-1）
- ・会社の概要（様式2-2）
- ・業務実績書（様式3）
- ・定款及び登記簿謄本
- ・過去3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）

- ・過去3年間の国税及び地方税の納税証明書の写し
(その1の写し 対象年、日付が記載されているもの)
- ・保健所から発行された飲食店の営業許可書の写し
- ・保健所から発行された食品衛生監視票の写し(点数が記載されているもの)
- ・主力(看板)メニュー調理状況動画(CDR)
- ・営業企画概要、販売商品一覧、商品提案書(様式4-1~4-3)

(2) スケジュール(予定)

スケジュールは次の通りです。但し、やむを得ない事情により変更することがあります。

日程	内容	備考
令和4年12月15日(木)~1月11日(水)	募集期間(日産スタジアムHP公開)	
令和4年12月22日(木)	レストランA内覧会の申込み〆切	メール・FAX
令和4年12月23日(金)・24日(土)	内覧会	
令和4年12月25日(日)	質疑〆切	メール
令和4年12月28日(水)	質疑回答	
令和5年1月9日(月)17時まで	参加意向確認	メール
令和5年1月11日(水)必着	応募書類〆切	郵送
令和5年1月下旬	選定結果通知	
令和5年2月上旬	契約締結	
令和5年2月上旬	改修工事及び業務引継ぎ	
令和5年2月下旬	営業開始	

(3) 見学会申込

ア 見学会の日程

12月23日(金)・24日(土) 13時~15時

イ 申込書の提出

申込期間	12月15日(木)~12月22日(木)17時		
様式	様式A	提出方法	メールまたはFAX

(4) 質疑の受付

受付期間	12月15日(木)~12月25日(日)17時まで		
様式	様式5	提出方法	メール

(5) 質問書に対する回答

令和4年12月28日(水)までに全員にメールにて返信します。

(6) プロポーザル参加意向確認

受付期間	12月15日(金)~1月9日(月)17時まで		
様式	様式1-1:プロポーザル参加意向申込書 様式1-2:申込資格確認書	提出方法	メール

(6) 応募申込書及び提案書の提出

応募申込書及び提案書は、1月11日（水）までに提出先に郵送（必着）してください。
所定期間内に提出されない場合は応募を辞退したものとみなします。

提出期間	令和5年1月11日（水）必着		
様式	上記「6 応募手続き等」をご確認ください。 ※原本（A4サイズ）1部とそのデータ（記憶媒体：CDR）をご提出ください。 記憶媒体に入れる資料は、セキュリティの観点から暗号化のうえご提出ください。 ※一度提出された提案内容の変更等は、できません。	提出方法	郵送

【備考】

- ①上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。
- ②提出書類は、理由の如何を問わず返却致しません。
- ③提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。
- ④応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ⑤応募者から本要項に基づき提出される応募図書の著作権は、応募者に帰属します。
但し、公表等当協会が必要と認める時は応募者との協議のうえ、これを使用するものとします。

7 事業予定者の選定

(1) 事業予定者の選定方法

応募者の中から、当協会において企画内容や実施能力等を書類審査により総合的に判断の上、事業予定者及び次点者を決定します。（評価内容により次点者を定めないことがあります。）

(2) 審査の実施

選考は書類審査とし、最終選定結果につきましては、審査結果を通知します。

本要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、当協会が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、当協会から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性について審査します。

(4) 失格要件

次の要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

- ア 企画提案書類の内容がこの募集要項の示す要件を満たしていない場合
- イ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 事業予定者の決定時期及び審査結果の通知

審査結果は、令和5年1月下旬に応募者全員にメールで通知します。

また、審査の内容に関する問い合わせには応じられません。

8 契約締結

令和5年2月上旬までに契約を締結します。

9 その他

次の場合には、事業予定者としての決定を取消します。

- (1) 事業予定者の決定から契約締結までの間に、事業予定者について資金事情の変化等により本業務の時宜の履行が確実でないと当協会が判断した場合
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、事業予定者として相応しくないと当協会が判断した場合
- (3) 事業予定者が3「応募者の資格要件」に適合しなくなった場合

(様式A)

年 月 日

公益財団法人横浜市スポーツ協会
公園管理局 事業部長 甲斐 啓太

住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話	

新横浜公園レストランA業務委託会社の募集について

標記について、レストランA内覧を申し込みます。

内覧日

日 程：令和4年12月 日 () ●●時●●分から

集合場所：

連絡担当者

所属	
氏名	
電話	